# 第 13 回恵那市景観審議会 会議録

日時:令和4年5月23日(月) 10:00~ 場所:恵那市共同福祉会館1階集会室

- 1. 開会
- 2. 委員の委嘱
- 3. 部長あいさつ
- 4. 会議の成立
- 5. 会長のあいさつ
- 6. 報告事項
  - ・今後の方針及びスケジュールについて【資料①】
- 7. 審議事項
  - ・景観計画の改正内容について【資料②】
- 8. その他
- 9. 閉会

公開又は非公開の別 公開

## 出席者

出村嘉史会長、前川副会長、八田雅昭委員、小出寿勝委員、渡邉敏夫委員、足立健二委員、

#### 欠席者

小川智明委員、森川彰夫委員 三宅孝欣委員

傍聴者 1名

#### 1. 開会

■事務局(進行・大宮技術指導官) 皆様こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、これより、第 13 回恵那市景観審議会を開催いたします。私は本日、司会進行を勤めます、都市住宅課技術指導官の大宮と申します。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて進めさせていただきます。

会議を始めます前に、本日の資料の確認をさせていただきます。お配りしました資料は、「次第」、「委員名簿」、「資料①今後の方針及びスケジュールについて」、「資料②景観計画の改正内容について」、「参考資料」の5点でございます。お手元にございますでしょうか。

なお、森川彰夫委員、小川智明委員、三宅孝欣委員につきましては、事前に欠席の報告をいただいて おります。

また、当会議は新型コロナ感染症対策を施した上、会議を開催しておりますこと、ご承知願います。 加えて、会議の開催に先立ちまして、この審議会は、恵那市景観条例施行規則第 32 条により公開と させて頂きます。

よって、会場には、傍聴席を用意しております。

また、議事の要旨を恵那市のウェブサイトで公開いたしますので、ご了承を、お願い致します。

#### 2. 委員の委嘱

■事務局(大宮) 続きまして「委員の委嘱」を行います。恵那土木事務所長の交代によりまして、新たに八田雅昭様に委員を委嘱いたします。また、恵那市文化財保護審議会の委員の交代によりまして、新たに森川彰夫様に委員を委嘱いたします。本来ならば委嘱書を直接お渡しすべきところでございますが、新型コロナ感染症対策としまして、既に机上にお配りさせていただいております。これをもって委嘱書の交付とさせていただきますので、ご了承をお願いします。

なお、任期でございますが、前委員の残任期間の令和5年3月31日までとなります。

#### 3. 部長あいさつ

- ■事務局(大宮) 続きまして、建設部長から、ごあいさつ申し上げます。林部長よろしくお願いします。
- ■事務局(部長) 皆さん改めまして、おはようございます。今回、新たにご審議いただく、恵那土 木事務所長の八田所長、そして、恵那文化財保護審議会委員の森川様に委嘱をさせていただきました。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。
- ■事務局(大宮) ありがとうございました。

#### 4. 会議の成立

■事務局(大宮) 続きまして、本日の会議の成立について報告いたします。「恵那市景観条例施行規則」第31条第3項の規定により、過半数である、6名の委員が出席されておりますので、本審議会が成立したことをご報告申し上げます。

#### 5. 会長あいさつ

- ■事務局(大宮) 続きまして、出村会長から、ごあいさつを頂きたいと存じます。会長よろしくお 願いします。
- ■出村会長 皆さんおはようございます。本日はよろしくお願いいたします。
- ■事務局(大宮)ありがとうございました。以後の進行につきましては、恵那市景観条例施行規則第31条第1項により会長に議長を務めていただくことになっておりますので、出村会長、進行をお願いいたします。

### 6.報告事項

■会長 では、次第に沿って進めていきます。「今後の方針及びスケジュール」について事務局の説明を求めます。

■事務局(松田)

[ 資料①に基づき説明 ]

- ■出村会長 ありがとうございます。主に前回議論した内容に対する市の考え方の表明なのかなと思います。だいだいこういう方針でいきますという報告事項になりますので、特に審議する必要のない議事になっていると思いますが、ご意見ございますでしょうか。
- ■前川副会長 資料①の7ページの地域別景観計画のスケジュールにあるワークショップは具体的 にどのようなものを想定していますか。
- ■事務局(松田) ワークショップを行う前に、地域自治区会長会議の議案に地域別景観計画を挙げて、その反応を伺い、地域から声が挙がれば、その都度、勉強会のようなものから始めていこうと考えています。
- ■前川副会長 その時の講師は市の職員でしょうか。それとも専門的な先生でしょうか。
- ■事務局(松田)その点に関しては、現状まだはっきりしていませんが、事前に出村会長などにご相談させていただいた内容をワークショップにて行おうとは考えています。
- ■前川副会長 わかりました。
- ■出村会長 ありがとうございました。なるほど。承知いたしました。その他に意見ございますか。 よろしいですか。それでは、次に議題に移ります。審議事項としまして、「景観計画の改正内容」に ついて事務局の説明を求めます。
- ■事務局(大宮)恵那市景観計画の改正について、審議会へ諮問いたします。本来市長より諮問いたしますが、部長より諮問書を読み上げさせていただきます。ご了承ください。それでは林部長、よろしくお願いします。
- ■事務局(部長) 恵那市景観計画の改正について(諮問)

恵那市景観計画の改正について、恵那市景観条例第34条第2項の規定に基づき審査会の意見を求めますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

1. 目的

恵那市の目指す良好な景観の形成を推進するため。

- 2. 諮問事項
- (1) 恵那市景観計画の改正について
- 3. 理由

策定から 10 年を目途に計画全体の見直しを行うことで、社会状況やニーズの移り変わり等に対応するため。

以上よろしくお願いします。

- ■事務局(大宮)ありがとうございました。引き続き、事務局から審議事項について説明します。
- ■事務局(松田)

[ 資料②に基づき説明 ]

- ■出村会長 ありがとうございます。皆さん、何か意見はございますか。
- ■前川副会長 まず一つは、資料②の4ページの左下にある写真の太陽光は今回の提案でいう基準でいるとアウトになりますか、それともセーフですか。
- ■事務局(松田) まず「高さ」については、平地ということで、15m は無いと思われます。けれども、道路からの距離が近いという点で「緑化・目隠し」の基準に引っかかってくると思いますので、道路からの距離をもう少しとっていただく、若しくは、緩衝帯ということで樹木や策で視界に入らないようにしていただく必要があるかと思います。
- ■前川副会長 要するに、指導が入るということですか。
- ■事務局(松田) 現段階ではそのように考えております。
- ■前川副会長 わかりました。次に、同じページの上にある写真のような場合のものについてですが、 つまり、近くで見ると圧迫感を与えるが遠くから見ると問題ないというようなものについては、これ は良しとするのですか。

#### ■事務局(松田)

こちらの参考資料は、「静岡県における自然景観と調和した太陽光パネルに関する景観誘導施策の検討調査報告書」というのもので、ご指摘のとおり、見えにくい部分はありますが、この報告書によると、隣接する市の国道から見えるということで、景観が阻害されているとされていました。ですので、場所によって変わってくるとは思いますが、展望台のような観光スポットから見える場合には、遠くから見たときに問題のないようなものでも何か対応していただく必要があるのではないかと考えています。

- ■前川副会長 そうすると、観光スポットなどからは見えない、一般的に見えにくいとされる場所では、設置をしてもかまわないと。そうした場合、どこまでが目に入りやすい地域でどこまでが見えにくい地域なのかという線引きが難しくなると思います。法的にはどうなのかという点も指摘されると思います。ですので、遠くからみたら問題ないけど、近くでみたら問題があるというものは指導するべきだと思います。同じ距離から見た時の問題のあるなしで判断したほうがいいと思います。遠くから見えやすい、見えにくいで良し悪しを判断するのは非常に曖昧さが残ると思うのですが、そこはどうでしょうか。
- ■出村会長 はい。ありがとうございます。難しい問題ですね。みんな一律に平等だというルールを作るとこの問題は解決しないように私は思います。なので、一つは、スケジュールの後半にある地域別景観計画の策定の中で、何を守るべきかがはっきりしている地域は、景観法に則って対処できると思います。景観法というのは同じ個人のプロパティでも公益に資すかどうかを判断して、そこには差をつけるということを明確にしています。つまり、今おっしゃったルールを乗り越えるのが景観法になるわけです。そういう根拠を与えることになるので、結構慎重な議論が必要になってくると思いま

す。

おっしゃったような感情をもちろん地主は持つと思います。けれどもそれは、全体の公益のためには 仕方がないことだということを、ちゃんと説明できるかどうかにかかってくると思います。それで、 今の前川副会長のご指摘は、どちらかというと近景のほうが基準を作りやすいのではないかというご 意見ですね。ありがとうございました。

他にご意見ございますか。

私の意見になりますが、高さ 15m という大きな枠組みは甘すぎるのでないかと思います。ここも難しいところで、じゃあ厳しくすればいいのかというと、その取り締まり業務だけで行政がパンクしてしまって、結局意味をなさなくなってしまうと思います。ですので、運用可能なものにしないといけないんですけど。5ページの飯田市の例を出していただいているんですけど、真ん中にあるような一つの大きな太陽光が 15m を超えることなんてまずありません。15mというと、非常に豪勢なマンションであっても 5 階以上のものになります。普通のマンションだと 7,8 階で 15m の高さになります。そのように考えると、そんな大きな太陽光はありえないですよね。そうではなく、飯田市の意図は斜面があって、斜面のボトムから連なっているもの全体を見た時のトップがどのくらいの高さかというものだと思います。思いますが、逆に言えば、違う解釈ができてしまうので、いくらでもすり抜けてしまうと思います。例えば、3人の地権者が縦に細長い土地を上、中間、下というように買いました。事業は共同でやる。けれどもそれぞれ別々に申請しました。そうした場合、個々申請の高さは低くなっているけれども全体としては 15m を超えることが考えられます。飯田市の右側の図の太陽光の所有者がそれぞれ異なった場合どうするのかという話なんですけど、一つ思うのは、他の地権者であっても既に既設のものすべてを含めて連続しているという状態はいけないということを明確に言う、ということがあります。

そして、もう一つは、構造物の高さを言うのではなく、その一連の繋がっているものの下から上の標高差で高さを指示するべきかなと思います。建築にばかり目が行きますので、高さというと垂直の高さになってしまいますので。そういったところを少し検討していただければなと思います。前川副会長のご意見からかなり発展してしまいましたが。

- ■前川副会長 今、会長がおっしゃいましたけど、太陽光設備は風速 35m の風に耐えられるものにするようにと言われておりますので、マンションが建つような高さの太陽光は設計が想定されていません。ですので、景観条例というものは、会長がおっしゃいましたけど、一つの基準を超えた公共的な縛りというものを意識したほうが良いのではないかと思います。
- ■出村会長 ありがとうございます。今の意見に対する事務局のお答えはありますか。
- ■事務局(松田)高さについては、ご指摘のとおりだと思いますので、再度検討させていただきます。 太陽光条例の方の委員会にも情報共有させていただいて、より良いものを提案しようと思います。あ りがとうございます。
- ■出村会長 他の観点でご意見ございましたら、お願いします。

事務局から説明ただいた視線入射角を含めた議論のポイントは、地面の安全性に着目しているんだと思います。がけ地に太陽光を付けようと思えば付けれてしまいますが、地盤が崩れたら、太陽光は壊れてしまいますし、災害が大きくなりますので、本当はがけ地に設置してくれるなというのがもともとある太陽光条例の方の基準ですよね。だけれども、これが何らかの法律に則ってやっているので

ないならば、実はそれは景観的にも意味のある話なんだという理由づけによって強くこれを従えることができるのではないかという局面の話なのかなと思います。

■八田委員 一つよろしいでしょうか。今回初めて出席させていただくということで、太陽光発電設備、景観条例、この2つのキーワードを基にインターネットで検索等してみますとやはり、他の自治体もすごく苦労されている状況が分かります。他の自治体の規制をみてみますと、太陽光モジュールの面積が1,000 ㎡以上といった、事務局の説明とも合致するものがございました。パネル自体の色につきましても、提案の色彩の方に書かれているような内容が他の自治体の方でも考えていらっしゃるみたいです。あとですね、太陽光条例の方に書かれていたら、大変申し訳ないですけれども、地元自治会への事前説明を必須にすると言いますか、協議経過書や報告書を添付して届出しなさいだとか、そういったことをされている自治体もございます。太陽光設置をあまり快く思わない近隣住民もいらっしゃるということを鑑みて、そういった点を工面するのはどうかなと思いました。以上でございます。

- ■出村会長 ありがとうございます。事務局はお答えありますか。
- ■事務局(遠山)はい。都市住宅課の遠山と申します。よろしくお願いします。今ご意見のありました、地元への同意などにつきましては、1,000 ㎡以上のものについては、地元自治会へ説明をして、同意をいただくと。1,000 ㎡未満のものについても説明をするということで、基本的に太陽光事業を行う場合には何らか地元自治会へ説明をするように太陽光条例の方で位置付けております。また、太陽光条例の方の届出基準が1,000 ㎡以上ということで、担当している事務局がどちらも都市住宅課になりますので、今回景観の方の基準も1,000 ㎡以上とさせていただいています。
- ■出村会長 ありがとうございます。他の自治体の例を参考にするのも非常に大事だと思います。面積や色の規制は同じようなものにしかなり得ない、なりようがないというのがあるかなと思いますけど、一歩踏み込んでいただきたいですね。例えばですけど、事前説明を設けているのに、それを乗り越えて出てきてしまう根本的な原因って何でしょう。
- ■前川副会長 一つは、面積や位置、配置については大方説明資料に書いてありますけど、パース図がない。要するにパネルがどちらの向きについているか完成図がないから最後になってもめるというのがあります。もう一つ大きな原因は、事業者がなかなか説明を行わなくて一部の住民にしか行わなかった結果を、地域全体に説明を行ったというようにしてしまうことです。説明を行わずに工事に着手して、有無を言わせないというような事業者は市役所さんが取り締まってくれているので良いと思います。やはりパース図がなかったというところが原因であって、今回市役所さんが提案してくれているので良かったと思います。
- ■出村会長 ありがとうございます。事前説明をするにしても、何をどこまでするのかというところ の取り決めがしっかりしている条項になっていれば良いというわけですね。

前川委員がおっしゃったように何が良くて何がダメなのかという境界の見定めがいつでも難しいと思います。今は届出をするためのハードルですよね。届出された後の中で、基本通さないという姿勢でいくのか、それともここをクリアすれば通すというのかどちらでしょうか。その運用基準のところがすごく気になります。要するに、事業者になんでも良いのかこの自治体は、と思われないような自治体になってほしいということです。ここに太陽光を設置するためには、こんなにめんどくさい基準をクリアしなければならないからちょっと工夫しないといけないな、と事業者に思わせるところが

一番重要な意義だと思います。そこで、事業者が強い意思をもってきた時に、本当にダメな時にどう やって止めるかっていうところの決め手は運用基準で決めておかなければいけないと思います。その 辺りのスタンスはどうでしょうか。

- ■事務局(遠山)そこまでは決めかねているところがあります。100%全ての事業を止めるというとこも市の方で抵抗といいますか、考えているところがございます。ただ、明らかに危ないもの、住民の生命財産に危険が及ぶものについては、確実に止めていこうというものがあります。ただ、景観的な理由で反対された時に、本当にそれだけの理由で、住民側の意見だけで事業を止めることができるのかなと思うところがあります。実際そういう現場を見てきて、今実際それを止めるものがないから、景観でということを今回提案させていただいたんですが、じゃあ止めて良いのかということについては、結論が出てません。ですので、こういった会議の場や太陽光の委員会でご相談をしながら方向を決めていきたいというところです。
- ■出村会長 ありがとうございます。難しいところは太陽光が悪者ではないというとことですね。片方で推進していますからね。だけど作るのに色々な工夫が必要だというところですね。前川委員にお聞きしたいんですが、例えば、色彩などは思うように今コントロールできるんですか。
- ■前川副会長 できません。黒及びブルーまでしかできません。
- ■出村会長 でも明度が一番低い黒の状態にはできるんですね。色彩のことを考えるにしても、今後 どのうように技術が変わっていくのかというところも少し見ておかないといけないのかなと思いました。例えば、岐阜大学で明るい色で太陽光を作るのを結構研究されていますので、もしかしたらそういう発展性があるかもしれないです。
- ■前川副会長 とりあえずは、今のシリコンと呼ばれているものを使用する場合には、黒と青の間の色のパネルしかできません。ところが、今研究されている有機物を使ったパネルになってくると茶色や黄色味がかったものが出てくる可能性があります。ただ、黒色が一番発電効率が良いので、事業者は黒色を選びがちです。明るい色を使うのは、何かの PR で使うためにデザイン性を重視した場合に限られると思います。
- ■出村会長 なるほど、確かにそのとおりですね。個人的には、色々な色が使えるようになれば、太陽光が看板化していくのかなと個人的には思いました。

あと、皆さんに問いたいことがあります。この 20 年をどうみるかというところなんですけど、例えば、明治時代に江戸の幕藩体制が終わったあと人々は非常に不安になって、当時お金のもとは全部木でしたので、その木を全部刈り取りました。そして、それぞれを次の時代を作るための資金にしました。そうした場合、山はすべてはげ山になって、都市近郊に木があるところの方が珍しくなりました。そしてその時に何が起きたかというと、土壌侵食です。木が無くなった結果、土砂災害や洪水被害が多発したんですね。それに耐えかねて、森林法や砂防法が制定されました。けどそれがようやくできたのが明治 30 年頃です。そして、そこから 50 年近くかけて森林を戻していくということをすごく一生懸命行いました。それで今、山に木がある状態になっています。そしてもう一つは、木を植えるにあたって明治政府は産業的に、森林は生産の場であると捉えました。そういう意味で木材産業として、スギやヒノキをたくさん植えました。何が言いたいかというと、一つの産業やライフスタイルによって山のあり方って結構左右されるということです。今キレイだなと思う森林の多くは木材のために植えられたもので、それが環境にも良いし、産業に良いというバランスがとれていた時代の痕跡

の中に私たちは生きているわけでなんですけれど、今度はそれが発電適地になってきているといったとき、明治時代と同じように徹底すると、山は太陽光になります。それは逆に言うと再び土壌浸食の可能性があるということです。つまり、人が産業を興している現場によって山の風景は左右されて、ずっと変わってきたということです。そして、次はどんな山の風景を望むのでしょうかというところなんですが、景観計画では、基本的には自然風景を望むとされています。ここの点を足立委員にお伺いしたいのですが、例えば、林層みたいなものを次の世代に更新していくといったときに、もう一つの需要として太陽光が入ってくる可能性が高いときに、うまく自然と産業のバランスをとる方法ってあるのでしょうか。

- ■足立委員 一つは、市の林政課の方で扱っている伐採届の目的に係る部分でバランスが取れるのではないかと思います。例えばですが、太陽光を何十ヘクタールもするために伐採をするといった届出がでてきたときには、何かしらの規制ができるのではないかと思います。
- ■出村会長 ありがとうございます。つまり、今その森林が何を守っているかというところを確認して、それを大きく損なうということへの禁止をするというご意見ですね。そのある程度の面積感覚が難しいところになるんですが、それは初めに議論のあった遠景から観たときにどうなるのかというところと同じ問題を抱えていると思います。これの答えについて、事務局側が想定しているものはありますか。
- ■事務局(松田) はい。まずは全体的に規制をかけるというところと、地域別景観計画で地域の方々がどういった景観を守りたいのかという点で、ゾーニングといいますかエリアで分けて必要に応じて個別の規制をかけていくというように考えています。
- ■事務局(小木曽) 都市住宅課の小木曽です。まず、恵那市全体を非常にきつく縛るというのは個人の財産権の侵害等ございまして非常に難しい問題であると考えています。それで今回恵那市として提案させていただいたのが、一つとしてまずは 1,000 ㎡以上のものや高さ 15m を基準とするのはどうかというところです。なおかつ地域によっては、岩村や中野方などは歴史や棚田などがありますので、地域の方々がそれ以上に踏み込んで規制を強めたいということであれば、個別の地域別景観計画の中で地元の方の発案で規制を強めていくという形で進めていくのが良いのではないかと考えています。
- ■出村会長 ありがとうございます。明確な回答だと思います。最低限守らないといけないというところをはっきりして、それ以上の部分に関しては住民自治としての気持ちの高まりを起こすような動きを仕掛ける、それがワークショップなのかもしれませんが、そういう必要があるのかなと思います。他の側面でございますか。事務局の方からこれは問いたいということは網羅できていますか。
- ■事務局(松田) 網羅できています。
- ■出村会長 ありがとうございます。大体これで議論が尽きたかなと思いますので、これで審議事項は終了いたします。

#### 8. その他

- ■出村会長 次に「その他」っていう項目があるのですが、何か用意されていますか。
- ■事務局(大宮) 特にありません。

■出村会長 わかりました。他にないようでしたら事務局に進行をお返しします。

# 9. 閉会

- ■事務局(大宮) 出村会長、ありがとうございました。また、委員の皆様に置かれましても、貴重なご意見ありがとうございました。最後に前川副会長から、閉会のお言葉をお願いします。
- ■前川副会長 閉会します。ありがとうございました。

[ 閉 会]